

独立行政法人評価のスキーム

年度評価

- ① 府省の評価委員会が、法人の業務実績を評価(1次評価)
- ② 政独委が、その結果について、政府全体における評価の厳格性・信頼性等を確保するため、評価(2次評価)

中期目標期間終了時における事務・事業の見直し

- ① 主務大臣が見直し案を作成(その際、府省の評価委員会の意見を聴取。③でも同様)
- ② 政独委が、上記見直し案について検討し、「勧告の方向性」として指摘
- ③ 主務大臣が、「勧告の方向性」に沿って法人の見直し内容を検討し、見直し内容を決定

独立行政法人

評価
(1次評価)

府省評価委員会

中期目標期間
終了時の見直しに
ついて意見

事務・事業の見直し

主務大臣

評価結果の評価
(2次評価)

勧告の方向性

政策評価・独立行政法人
評価委員会
(政独委)

<事務局:行政評価局>